

内閣府告示第六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岩見沢市
- 三 構造改革特別区域の名称 ITビジネス特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岩見沢市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 空中線利得を増大した5GHz帯無線アクセスシステムの導入事業（四〇五）及び電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業（四〇六）

内閣府告示第七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 稚内市
- 三 構造改革特別区域の名称 国際交流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 稚内港臨港地区
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）及び税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）

内閣府告示第七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道空知郡南幌町
- 三 構造改革特別区域の名称 企業立地促進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北海道空知郡南幌町の区域の一部（南幌工業団地）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）

内閣府告示第七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道上川郡清水町
- 三 構造改革特別区域の名称 文化のまちの心の教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北海道上川郡清水町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（市町村費負担教職員任用事業（八一〇））

内閣府告示第七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 青森県

三 構造改革特別区域の名称 環境・エネルギー産業創造特区

四 構造改革特別区域の範囲 八戸市、十和田市、三沢市及びむつ市並びに青森県東津軽郡平内町、上北郡野辺地町、七戸町、百石町、十和田湖町、六戸町、横浜町、上北町、東北町、天間林村、下田町及び六ヶ所村並びに下北郡東通村の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業（

11011

内閣府告示第七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 一 関市
- 三 構造改革特別区域の名称 幼稚園早期入園特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 一 関市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県
- 三 構造改革特別区域の名称 みやぎ教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 宮城県の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業（八

〇四）



内閣府告示第七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 会津若松市
- 三 構造改革特別区域の名称 会津若松市IT特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 会津若松市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及びIT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業（八〇五）

内閣府告示第七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 埼玉県
- 三 構造改革特別区域の名称 食と農の担い手づくり特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 埼玉県の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業（九〇五）

内閣府告示第七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 狭山市
- 三 構造改革特別区域の名称 外国語早期教育推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 狭山市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 戸田市
- 三 構造改革特別区域の名称 国際理解教育推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 戸田市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新座市
- 三 構造改革特別区域の名称 国際化教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 新座市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県
- 三 構造改革特別区域の名称 千葉県新産業創出特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 千葉市、柏市、松戸市、木更津市及び君津市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸

申請優先処理事業（五〇四）、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）

内閣府告示第八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県及び成田市
- 三 構造改革特別区域の名称 国際教育推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 成田市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）



内閣府告示第八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都世田谷区
- 三 構造改革特別区域の名称 NPO等移送協働特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 東京都世田谷区の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業）

一一〇六）

内閣府告示第八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都荒川区
- 三 構造改革特別区域の名称 国際都市「あらかわ」の形成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 東京都荒川区の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神奈川県及び横浜市
- 三 構造改革特別区域の名称 京浜臨海部再生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 横浜市鶴見区及び神奈川区の区域の一部（臨海部の工業地域及び工業専用地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業（五〇五）

内閣府告示第八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神奈川県及び横浜市
- 三 構造改革特別区域の名称 DME普及モデル特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 横浜市鶴見区及び神奈川県並びに川崎市川崎区の区域の一部（京浜臨海部）  
（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） ジメチルエーテル試験研究施設の変更工事手続簡素化事業（一

一〇七）

内閣府告示第八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神奈川県及び川崎市
- 三 構造改革特別区域の名称 国際環境特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 川崎市川崎区の区域のうち県道東京大師横浜以南の区域（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及

び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神奈川県及び川崎市
- 三 構造改革特別区域の名称 国際臨空産業・物流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 横浜市鶴見区及び神奈川県並びに川崎市川崎区の区域の一部（京浜臨海部）  
（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）及び税



関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）

内閣府告示第八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 小田原市
- 三 構造改革特別区域の名称 都市農業成長特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 小田原市の区域のうち農業振興地域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新潟県
- 三 構造改革特別区域の名称 新潟県農業大学校アグリワークサポート特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 新潟県の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業（九〇五）

内閣府告示第九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 石川県
- 三 構造改革特別区域の名称 石川グリーン・ツーリズム促進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 七尾市、輪島市、珠洲市及び羽咋市並びに石川県羽咋郡富来町、志雄町、志賀町及び押水町、鹿島郡田鶴浜町、鳥屋町、中島町、鹿島町、能登島町及び鹿西町、鳳至郡穴水町、門前町、能都町及び柳田村並びに珠洲郡内浦町の全域並びに金沢市の区域の一部（中山間地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 石川県及び石川県能美郡辰口町
- 三 構造改革特別区域の名称 新産業創造拠点化推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 石川県能美郡辰口町の区域の一部（いしかわサイエンスパーク）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）

内閣府告示第九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 富士吉田市
- 三 構造改革特別区域の名称 幼稚園入園事業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 富士吉田市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山梨市
- 三 構造改革特別区域の名称 山梨市農地いきいき特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 山梨市の区域の一部（笛吹川右岸区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸



付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県
- 三 構造改革特別区域の名称 長野県農業大学校ガイダンス特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業（九〇五）

内閣府告示第九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県及び長野県小県郡青木村
- 三 構造改革特別区域の名称 青木村都市農村交流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県小県郡青木村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け

事業（一〇〇二）

内閣府告示第九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県及び長野県下伊那郡売木村
- 三 構造改革特別区域の名称 売木村ふれあい交流農園特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県下伊那郡売木村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け

事業（一〇〇二）

内閣府告示第九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県及び長野県下伊那郡大鹿村
- 三 構造改革特別区域の名称 大鹿村中山間地農業活性化特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県下伊那郡大鹿村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県及び長野県木曾郡木曾福島町
- 三 構造改革特別区域の名称 木曾福島町都市農村交流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県木曾郡木曾福島町の区域の一部（旧新開村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県及び長野県東筑摩郡波田町
- 三 構造改革特別区域の名称 波田町都市農村交流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県東筑摩郡波田町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県及び長野県南安曇郡梓川村
- 三 構造改革特別区域の名称 梓川村地域活性化特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県南安曇郡梓川村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）



内閣府告示第百二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 飯田市
- 三 構造改革特別区域の名称 南信州グリーン・ツーリズム特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 飯田市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）、地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第百三三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県南佐久郡小海町
- 三 構造改革特別区域の名称 小海町福祉輸送特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県南佐久郡小海町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業）

一一〇六）

内閣府告示第四百四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県木曾郡大桑村
- 三 構造改革特別区域の名称 切磋琢磨とこまやか学習特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県木曾郡大桑村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

内閣府告示第百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県木曾郡大桑村
- 三 構造改革特別区域の名称 大桑村障害者地域ケア特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県木曾郡大桑村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第百六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県下高井郡木島平村
- 三 構造改革特別区域の名称 木島平村デイサービス事業バリアフリー特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県下高井郡木島平村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第百七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜市
- 三 構造改革特別区域の名称 福祉サービスの向上特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岐阜市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託事業（九〇九

内閣府告示第百八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 多治見市
- 三 構造改革特別区域の名称 キキョウ学習特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 多治見市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業（八〇五））



内閣府告示第百九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 可児市
- 三 構造改革特別区域の名称 IT等を活用した学校復帰支援特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 可児市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業（八〇五）

内閣府告示第百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 静岡県
- 三 構造改革特別区域の名称 先端健康産業集積特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 三島市及び静岡県駿東郡長泉町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県
- 三 構造改革特別区域の名称 中部臨空都市国際交流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 常滑市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業（一一〇一）

内閣府告示第百十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県、豊橋市及び蒲郡市並びに愛知県宝飯郡御津町及び渥美郡田原町
- 三 構造改革特別区域の名称 国際自動車特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 豊橋市及び蒲郡市並びに愛知県宝飯郡御津町及び渥美郡田原町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）、国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）及び自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業（一二〇四）

内閣府告示第百十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長浜市
- 三 構造改革特別区域の名称 ホスピタリティ都市構想特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長浜市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第百十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 京都市
- 三 構造改革特別区域の名称 京の人づくり推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 京都市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

内閣府告示第百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 綾部市
- 三 構造改革特別区域の名称 綾部市農村交流促進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 綾部市の区域のうち市街化区域を除く区域（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）及



び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第百十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 亀岡市
- 三 構造改革特別区域の名称 都市・農村ふれあい交流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 亀岡市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け

事業（一〇〇二）

内閣府告示第百十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県
- 三 構造改革特別区域の名称 国際経済特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 尼崎市、西宮市及び芦屋市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第百十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県及び加西市
- 三 構造改革特別区域の名称 産業集積特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 加西市の区域の一部（加西南産業団地及び加西東産業団地）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）

内閣府告示第百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県並びに兵庫県津名郡淡路町、北淡町及び東浦町
- 三 構造改革特別区域の名称 自然産業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 兵庫県津名郡淡路町、北淡町及び東浦町の区域の一部（淡路島北部丘陵地域の開発農地）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸

付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第百二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高砂市
- 三 構造改革特別区域の名称 都市近郊型産業集積特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 高砂市の区域の一部（高砂工業公園）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）。
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）

内閣府告示第百二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県氷上郡市島町
- 三 構造改革特別区域の名称 環境保全型農業等推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 兵庫県氷上郡市島町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）



内閣府告示第百二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡山県
- 三 構造改革特別区域の名称 IT特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岡山市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 空中線利得を増大した5GHz帯無線アクセスシステムの導入事業

（四〇五）

内閣府告示第百二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 広島県及び福山市

三 構造改革特別区域の名称 びんご産業再生特区

四 構造改革特別区域の範囲 福山市箕沖町の全域及び草戸町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に

供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。） 再生資源を利用したアルコール製造事業（一一〇一）

内閣府告示第百二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三次市
- 三 構造改革特別区域の名称 教育都市みよし特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 三次市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

内閣府告示第百二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山口県及び宇部市
- 三 構造改革特別区域の名称 宇部地域産学公連携研究開発促進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 宇部市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（

八二三及び八二五)

内閣府告示第百二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 徳島県勝浦郡上勝町
- 三 構造改革特別区域の名称 上勝町有償ボランティア輸送特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 徳島県勝浦郡上勝町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業（一一二〇七

内閣府告示第百二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛媛県、松山市及び愛媛県温泉郡重信町
- 三 構造改革特別区域の名称 愛媛バイオ研究開発特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 松山市及び愛媛県温泉郡重信町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）

内閣府告示第百二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年五月二十三日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 菊池市
- 三 構造改革特別区域の名称 菊池市福祉サービス応援特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 菊池市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）及びNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業（一一〇六）